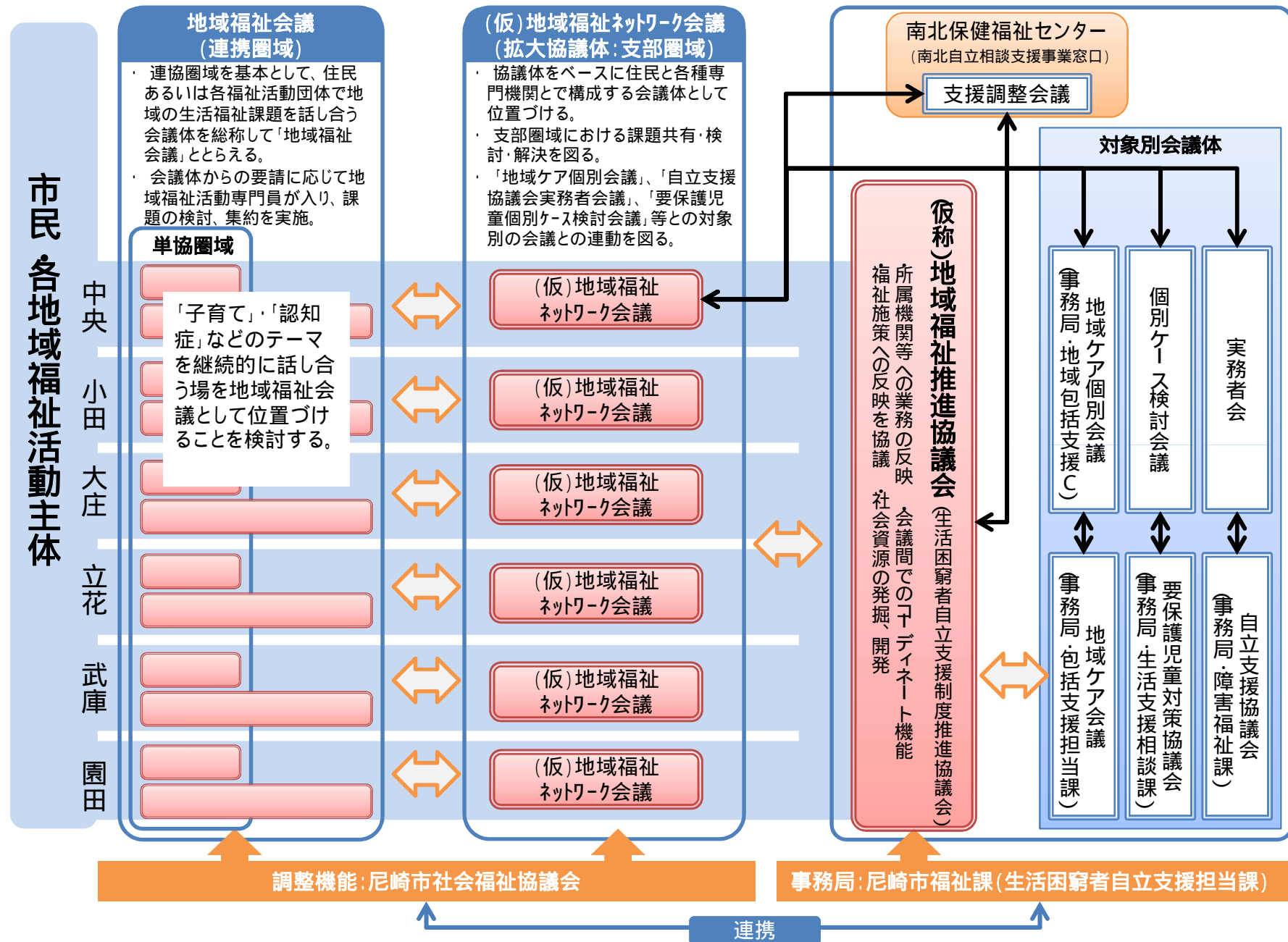




地域課題共有・解決ネットワーク(案) について

2016/07/20 計画策定部会

尼崎市 地域課題共有・解決ネットワーク図(案)



(参考) 総合事業における協議体イメージ

地域における高齢者ニーズ・活動資源・人的資源の共有化

地域の高齢者の
生活課題・ニーズ

地域の活動資源
(住民活動・企業活動等)

地域の人的資源
(地域の活動者・団体等)

情報の集約・共有化

協議の場 (6地区)

住民関係者が中心となった協議の場

生活支援コーディネーターが、地域包括支援センターと協力し、運営支援を行う
情報の集約・共有化を図るとともに、高齢者の地域生活に必要な活動資源・人的資源をつなぐ
ほか、新たなサービス等の開発に結び付けていく。

(例：見守り活動・サロン活動・訪問支援活動・スーパー等による宅配サービスなど)

主な関係者(地域により異なる)

- ・民生児童委員、ボランティア活動グループ、生活協同組合、NPO、企業・商店、施設等関係者、介護事業者、医療関係者 など

各地区のニーズ等を集約

生活支援体制の充実にに向けた施策化(市域レベルでの協議体)

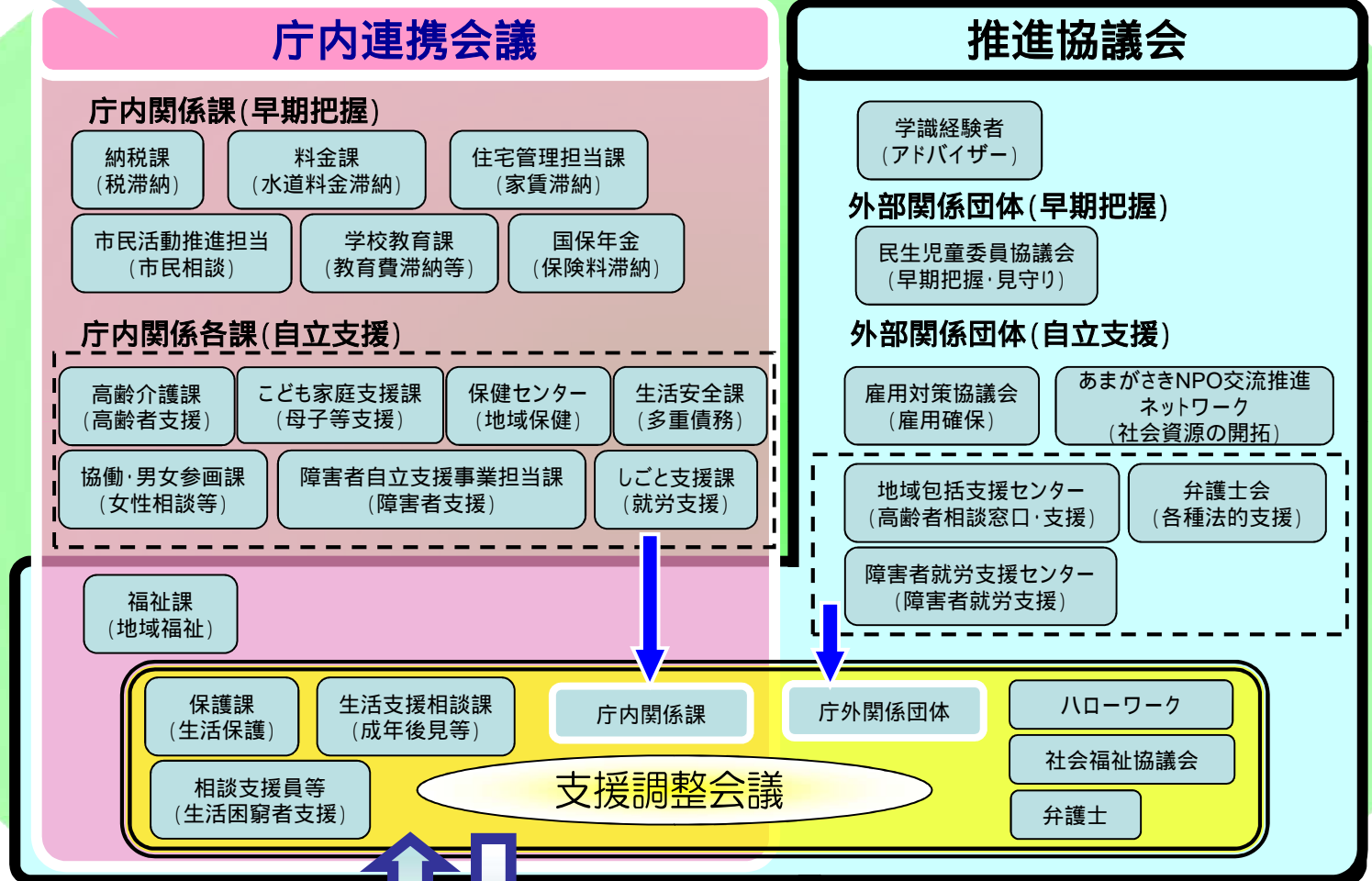
(参考)生活困窮者自立支援制度推進協議会の位置づけ等

生活困窮者自立支援制度推進体制(イメージ図)

地域福祉計画における庁内推進会議の機能も担う

生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業及びその他法に基づく生活困窮者自立支援制度にかかる事業の実施並びに生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を庁内関係各課連携のもと円滑に実施することを目的とする。

【庁内連携会議】の目的



【生活困窮者自立支援制度推進協議会】の目的

生活困窮者自立支援制度を推進するにあたり、地域における生活困窮者の早期把握及び包括的な支援を図るために、関係機関等の緊密な連携・支援体制の構築及び社会資源の開発等を行うことを目的とする。

【支援調整会議】の役割

サポートセンターの相談支援員が策定した支援計画(案)が生活困窮者の課題解決に向けて適切な内容となっているか、サービス提供者が適切かどうかについて、関係機関の職員等で構成する支援調整会議において評価し、必要に応じて支援計画に対する助言、フォーマル・インフォーマルサービスの調整のほか、計画の進捗管理、終結の決定を行う。(原則、月1開催)

しごと・くらしサポートセンター 尼崎

(参考) 各会議体の設置目的等について

尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会(事務局 生活困窮者自立支援担当課)

- (この要綱の目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する関係機関との緊密な連携を図るために、これらの関係機関と本市との間における協議の場として尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会(以下「協議会」という。)を運営することについて必要な事項を定めるものとする。

- (協議会の業務)

第3条 構成員は、次の各号に掲げる事項について協議又は意見交換を行うものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業の円滑な実施に向けた関係機関との緊密な連携及び支援体制の構築に関する事項
- (2) 地域における生活困窮者の早期把握及び自立支援に必要な社会資源とその開発に関する事項
- (3) その他生活困窮者の早期把握及び自立支援に関して必要と認める事項

- 構成員

ハローワーク尼崎が推薦する者、尼崎雇用対策協議会が推薦する者、兵庫県弁護士会が推薦する者、尼崎市地域包括支援センターが推薦する者、尼崎市自立支援協議会が推薦する者、尼崎市社会福祉協議会が推薦する者、尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者、あまがさきNPO交流推進ネットワークが推薦する者、学識経験者、健康福祉局福祉部福祉課長、健康福祉局福祉事務所長、健康福祉局福祉事務所課長(保護面接相談担当)、健康福祉局福祉事務所課長(生活困窮者自立支援担当)、健康福祉局福祉事務所生活支援相談課長

尼崎市自立支援協議会(事務局 障害福祉課)

- (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、尼崎市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- (協議事項)

第3条 協議会は次の事項について協議する。地域の関係機関によるネットワークに関すること。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 障害者・児にかかるサービス全般に関すること。
- (3) 障害者の就労に関すること。
- (4) 障害児に関すること。
- (5) 権利擁護に関すること。
- (6) 地域の社会資源に関すること。
- (7) その他、障害者の自立と社会参加に関すること。

- (構成員)

障害福祉関係学識関係者、医師代表、地域福祉活動関係者(民生、社協)、市委託相談支援事業者等、精神保健福祉相談員、地域包括支援センター、精神科ソーシャルワーカー、市関係部署職員(保護、教育及び保健等)、公共職業安定所、特別支援学校関係者、地元商工事業者団体代表等、児童相談所、阪神南圏域コーディネーター、障害福祉サービス事業者代表、障害当事者等

(参考) 各会議体の設置目的等について

尼崎市要保護児童対策協議会(事務局: 生活支援相談課)

•(設置)

児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。) 第25条の2第1項の規定に基づき、尼崎市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

•(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 法第6条の2第5項及び第8項に規定する特定妊産婦、要支援児童並びに要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。) に関する情報交換、その他要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報交換に関する事。 (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議。 (3) 要保護児童等の対策に関する研修及び啓発についての調査又は研究に関する事。 (4) その他要保護児童等に関して必要と認める事項。

•(構成メンバー)

児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係及びその他関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者、その他関係者及び要保護児童対策調整機関(以下「構成機関等」という。) で組織する。

尼崎市地域ケア会議(事務局 代表者会議: 包括支援担当課 個別ケア会議: 地域包括支援センター)

(目的)

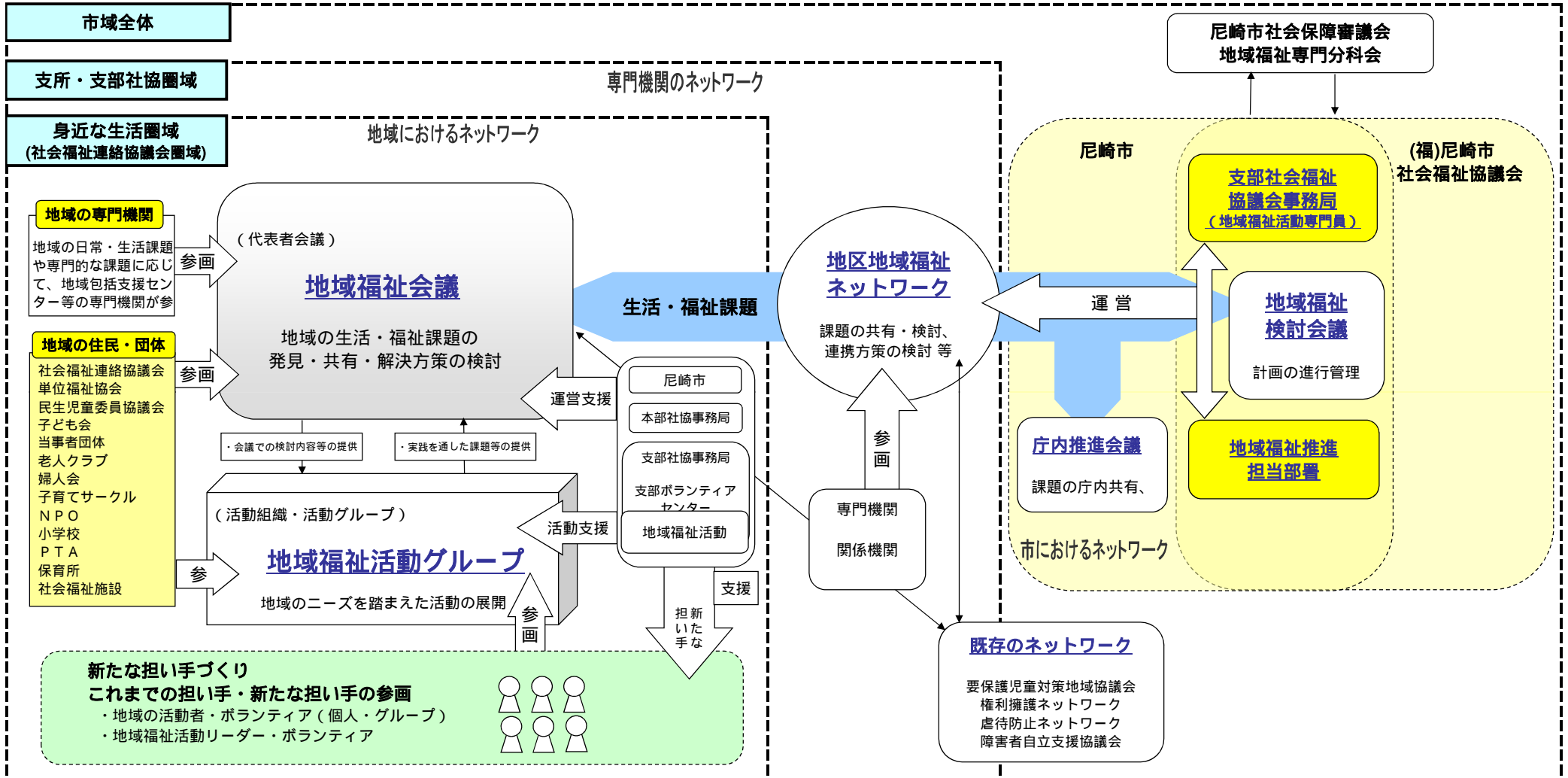
第2条 地域ケア会議は、高齢者の自立した生活の支援に必要な処遇をはじめ、介護保険サービスのみでは対応が困難なケース等について、医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が、協議・助言等を行うとともに、保健・医療・福祉サービスの総合的な調整と高齢者を包括的継続的に支援するための保健・医療・福祉ほか関係者・関係機関等多職種連携の推進を支援する体制を確立することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 地域ケア会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 保健・医療・福祉等の様々な活動や事業等に関わる者(以下、「各関係機関等」という。) の相互の連絡を密にするとともに、各種サービスに関する情報の収集、提供及び連絡調整を行うこと。
- (2) 高齢者に係る課題及び社会資源等の情報を各関係機関等で共有し、高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、相互の連携を図ること。
- (3) 処遇が困難な事例等について、各関係機関等が相互に連携し、必要な協議・助言を行うこと。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

第2期「あまがさきし地域福祉計画」 地域福祉の推進とネットワークの連携（イメージ）



上記は、地域において多様な主体が参画する形のモデル(イメージ)です。
地域特性や実状に応じて、参画する主体が異なるなど、地域によってその形は異なります。